

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、建設業者 2 社に対し、公正取引委員会から消費税の円滑かつ適正な確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法に基づき、同法第 3 条第 1 号後段（買ったたき）の規程に違反する行為があったとして、同法第 6 条第 1 項に基づく勧告がなされました。

このため、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるとともに、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口ある「消費税価格転嫁等総合相談センター」並びに各地方整備局等の「駆け込みホットライン」等を活用するよう、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。